

みんなので支え合う

# 国民健康保険



国保の届け出は  
14日以内に  
行いましょう

国保への加入の届け出が遅れると、保険税をさかのぼって納めていただくこととなります。また、脱退の届け出をされるまで、職場の保険料と二重に納めていただくことになるなど負担も大きくなります。さらに、この間に資格のない保険証を誤って提示し、医療機関で受診されると、医療費を返還しなければならなくなる場合もあり、トラブルの原因となります。国保の届け出は14日以内に忘れずに行いましょう。



※外国人登録をされる場合や外国人が転出される場合は手続きに必要なものに加え、外国人登録証明書が必要となります。なお、平成24年7月(予定)に外国人登録法が廃止されるため、手続きに必要なものが変わります。

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保の被保険者になるとき	他の市町村から転入してきたとき	転出証明書・印鑑
	職場の健康保険の被保険者でなくなったとき	退職(職場の健康保険の資格を喪失)したことがわかる証明書など・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれたことがわかる証明書など・印鑑
国保の被保険者に子どもが生まれたとき	子どもが生まれたとき	母子健康手帳・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・印鑑
	他の市区町村へ転出するとき	被保険者証・印鑑
	職場の健康保険の被保険者になったとき	職場の健康保険の被保険者証・国保の被保険者証・印鑑
国保の被保険者でなくなるとき	職場の健康保険の被扶養者になったとき	保護開始決定通知書・被保険者証・印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	死亡を証明するもの・被保険者証・印鑑
	死亡したとき	被保険者証・印鑑
その他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	被保険者証・印鑑
	修学のため、子どもが他の市町村に居住するとき	被保険者証・在学証明書・印鑑
	被保険者証をなくしてしまったとき	身分を証明するもの(免許証など)・印鑑

70歳〜74歳の方へ

医療機関での  
窓口負担の軽減が  
継続されます

70〜74歳の方が医療機関で治療を受けたときにお支払いいただく窓口負担について、1割の方は、4月から2割負担に引き上げられる予定でしたが、4月以降も医療機関での窓口負担が1割に据え置かれます。

なお、現在窓口負担が1割の方には、4月以降ご使用いただく高齢受給者証(あさぎ色)を3月中に送付します。(現役並み所得者と判定され、負担割合が3割の方は除きます。)

ホープちゃんの



3月11日(日)  
「健康づくりフォーラム  
～誰もがすこやか元気に  
暮らすまちをめざして～」に  
ぜひ参加してね!



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当  
☎ 6571 有線⑤ 7784

子宮頸がん予防ワクチン  
ヒブワクチン  
小児用肺炎球菌ワクチン

接種助成(無料)制度の期間を1年間延長  
平成25年3月末まで



○子宮頸がん予防ワクチン

対象: 中学1年生〜高校3年生の女子

○ヒブワクチン

対象: 生後2か月〜4歳の乳幼児

○小児用肺炎球菌ワクチン

対象: 生後2か月〜4歳の乳幼児

現在、高校3年生・高校卒業後1年未満の方へ

平成23年度の対象年齢である現在の高校3年生と高校卒業後1年未満の女子(H4.4.2生〜H6.4.1生)で子宮頸がん予防ワクチンの接種がまだの方は、平成24年3月末までに1回目を接種した場合に限り、平成24年4月以降も残りの回数の接種を助成します。

◆問い合わせ先 保健センター ☎ 6574 有線⑤ 7777